

特記仕様書

(総則)

第1条 本特記仕様書は、茨城空港航空機給油施設燃料タンク液面計更新工事に適用する。

2 本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書（最新年度版）を適用する。

(1) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編・電気設備工事編）

(2) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編・電気設備工事編）

(3) 建築工事標準詳細図（機械設備工事編・電気設備工事編）

(施工場所等)

第2条 本工事の施工場所等は、下表のとおりとする。

施工場所	茨城県小美玉市与沢1601-55 他53筆 茨城空港航空機給油施設内
敷地面積	3,984.815㎡
施設概要	貯油施設：200KLCRT 2基 受入・払出施設：ローリー受入場1、ラック場1 建物設備：管理事務所、倉庫、屋内危険物貯蔵所、受払場キャノピー

(工期)

第3条 契約締結日の翌日から240日間とする。

(工事内容)

第4条 工事内容は、別紙1及び図面のとおりとし、図面についてはNo.2タンクの液面計更新工事に係る箇所について適用する。

(工事数量)

第5条 工事数量は、本工事費内訳書のとおりとする。

(工程関係)

第6条 作業時間帯は、下表のとおりとすること。なお、作業時間帯の変更を要する場合には、速やかに監督員と協議すること。

工 種	作業時間帯	備考
機械器具	作業開始 9時00分 作業終了 17時00分	

(工事資機材等の仮置場)

第7条 工事資機材等の仮置き場所は、監督員と協議のうえ決定すること。

(使用材料等)

第8条 使用材料については、製品注文時までに事前に材料仕様届及び施工承認図を提出し、監督員の承認を得ること。また、本製品の規格は、積算するための参考図書であることから、施工にあたっては、本仕様と同等品以上の製品を使用すること。

(発生材料の処理)

第9条 発生材料の処理については、関係法令に従い適切に処理すること。

(提出書類)

第10条 本工事の提出書類は以下のとおりとする。また、記載なき事項は契約書による。

(着工前) 各 1 部

- ・ 実施工程表
- ・ 現場代理人通知書
- ・ 施工計画書 (使用する材料、施工方法、施工図面等を含むこと)

(完成時) 各 1 部

- ・ 工事報告書 (完成図、検査成績書、工事写真、産廃書類等)
- ・ 工事完成通知書
- ・ 工事物件引渡書
- ・ 請求書

(疑義)

第11条 本工事の施工及び設計図書等に疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。

2 設計図書の優先順序は、質問回答書、現場説明書、特記仕様書、図面、標準仕様書及び改修標準仕様書の順とする。

付記事項

1 適用

- (1) 本付記事項は、標準仕様書及び特記仕様書を補足するものである。
- (2) 本付記事項は、標準仕様書及び特記仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 本工事における工事数量は、別紙「本工事費内訳書」のとおりとする。

2 CORINSへの登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の全ての工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。（ただし、工事請負代金額が500万円以上1,000万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）

なお、登録変更は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負人に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が土日・祝日・年末年始を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

※登録機関：（一財）日本建設情報総合センター

3 不正軽油の使用禁止

工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- ① 現場で不正軽油を使用しないこと。
- ② 現場で不正軽油を使用させないこと。
- ③ 不正軽油を購入しないこと。
- ④ 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- ⑤ 下請契約の相手方又は燃料購入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者、又は不正軽油を販売する者を排除すること。
- ⑥ 県税事務所職員による使用燃料の抜き取り調査を協力すること。また、調査の際には現場代理人が立ち会うこと。
- ⑦ 当該工事に関して、法令（地方税法等）に違反していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告すること。

※不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による知事の承認を得ないで行われた次のものをいう。

- 1 軽油と軽油以外の炭酸水素油（重油、灯油等）を混和したもの
- 2 軽油以外の炭酸水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭酸水素油（重油、灯油等）を混和して製造された軽油
- 3 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素油（重油、灯油等）
- 4 公共事業労務費調査に対する協力

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- ① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- ② 調査等を提出した事務所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

4 過積載の防止

工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- ① 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ② 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ③ 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④ さし柵装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不正表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込みをさせないこと。また、これらの車両を工事現場に出入りさせないこと。
- ⑤ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける当、過積載を助長するような行為をしないこと。
- ⑥ 取引関係のあるダンプカー事業者が不正行為（過積載、さし柵装着車や不正表示車等の使用）を行っている場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑦ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下、「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ⑧ 下請契約の相手方や資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に対する配慮に欠ける者やダンプトラック等によって、悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

5 暴力団関係者等の排除について

県が発注する建設工事等の契約を履行するに当たっての注意事項

- ① 暴力団又は暴力団関係者等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等（以下、「暴力団等」という。）と下請契約をしてはならない。
- ② 暴力団等から資材、原材料等を購入したり、暴力団等が関与する廃棄物処理施設を使用してはならない。
- ③ 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否するとともに、その旨忠実に監督員等に報告し、併せて所管の警察署に届け出ること。

6 成果品の電子納品について

- (1) 完成図（JWW形式、JPEG形式）、完成写真（JPEG形式）を収録したCD-Rについては、必ずウイルスチェックを行うこと。
- (2) ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、新しいウイルスに対応できるものを導入し、常に最新の状態を保ち、最新のウイルスパターンファイルの更新を行うものとする。
- (3) ウイルスチェックは、ウイルス存在の有無の確認、駆除を確実に行うために、電子媒体に格納前のハードディスク上の電子成果品、電子成果品格納後の電子媒体で、計2回行うようにすること。
- (4) CD-Rのレーベル面には下記の項目を直接印字すること（油性ペンによる手書きも可とする）。

記載項目	記載例
工事番号	第〇〇-〇〇-〇〇〇-〇-〇〇〇号
工事名	
作成年月日	
発注者名	
受注者名	
ウイルスチェックに関する情報	
フォーマット形式	

工事内容、製品及び機能仕様書

1 工事の内容等

(1) 液面計更新工事 1 式

- ・ 保税タンクとするため、No. 2 タンクの既設液面計を撤去し、サーボバランス液面計へ更新するとともに、現場表示器を No. 2 タンクに設置する。
- ・ No. 2 タンクの液面計の更新に伴い、150A 液面計ノズル (ガイドポール付) を更新する。
- ・ No. 2 タンクの液面計の更新及び現場表示器の設置に伴い、タンク内面及び外面塗装の塗装焼損部の補修を行う。

(2) 平均温度計新設工事 1 式

- ・ 保税タンクとするため、No. 2 タンクの平均温度計をガイドワイヤー方式により新設し、貯蔵油平均温度を新規液面計に取り込む。
- ・ No. 2 タンクの平均温度計の新設に伴い、50A 平均温度計ノズル (含む、20A ガイドノズル用) 及びガイドワイヤーフックを合わせて新設する。
- ・ No. 2 タンクの平均温度計新設工事に伴い、タンク内面及び外面塗装の塗装焼損部の補修を行う。

(3) 計装配線工事 1 式

- ・ (1)、(2) に伴う計装配線工事を行う。

(4) 試験・検査

- ・ 外観検査、絶縁抵抗測定試験、作動試験、総合調整試験、その他必要な試験及び検査を行う。

2 機器要求仕様

(1) 液面計及び現場表示器

- ・ 液面計：耐圧防爆構造 (参考製品 東京計装製、FW9211NNE 型)
- ・ 現場表示器：耐圧防爆構造 (参考製品 東京計装製、DIR111NNE 型)
- ・ 液面計用ノズル：SUS304TP-A sch20s、JIS10K F 付き
- ・ ボルト・ナット：SUS304、メートル並目ネジ
- ・ ガスケット：V/#6500、t 3

(2) 平均温度計

- ・ 平均温度計：耐圧防爆構造 (参考製品 東京計装製、ATS 型)
- ・ 平均温度計ノズル：SUS304TP-A sch40、JIS10K F 付き
- ・ ボルト・ナット：SUS304、メートル並目ネジ
- ・ ガスケット：V/#6500、t1.5
- ・ ガイドワイヤーフック：SUS304

3 その他

工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な申請手続等を実施すること。